

## 令和4年度第1回富良野市中小企業振興促進審議会

日 時 令和5年3月20日(月)  
午後1時30分～  
場 所 コンシェルジュフラノ  
2F 大ホール

1. 開 会

2. 辞令交付

3. 市長挨拶

4. 会長選出

5. 議 事 議案第1号 富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小  
企業振興総合補助金交付要領の改正について

6. その他

7. 閉 会

## 富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：令和4年1月1日～令和5年12月31日

(順不同、敬称略)

氏名	所属
軽 米 達 也	団体推薦 R4.11～ (富良野商工会議所副会頭)
大 玉 英 史	団体推薦 (富良野商工会議所専務理事)
佐 藤 健 治	団体推薦 R4.11～ (富良野商工会議所常議員)
杉 谷 久 己	団体推薦 (山部商工会事務局長)
吉 田 幸 生	団体推薦 (新相生商店街振興組合専務理事)
奈 良 定 雄	団体推薦 (五条商店街振興組合理事長)
山 本 智 久	団体推薦 R4.11～ (ふらの金融協会会長、 北洋銀行富良野支店支店長)
長 屋 由 美 子	団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会会長)
沖 田 太 一	学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会長)
山 崎 時 枝	学識経験者 (富良野中央婦人会書記)
福 井 早 苗	公募委員

議案第1号

富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金交付要領の改正について

I 諮問事項

審議会への諮問事項

富商観第 23号  
令和5年3月20日

富良野市中小企業振興促進審議会会長 様

富良野市長 北 猛俊

富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金交付要領の改正について（諮問）

下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求め  
る。

記

1. 諮問事項 富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金  
交付要領の改正（案）について

（別紙のとおり）

## 1. 中小企業振興総合補助金における中古品の取扱い

### 【これまでの経過】

- ・これまで、事業拡大支援事業の車両購入費で中古車の取扱いについて明記があるが、それ以外では中古品の取扱いについて取り決めていない。

### 【制度改正の背景と考え方】

- ・昨今、物価高による様々なモノの価格高騰や半導体など製造材料の不足による新品販売数の減少、SDG'sの観点から、中古品の取引が活発化している。市内企業においても、投資金額を押さえる上でも、車両以外の中古品購入に対して補助金の活用を希望するケースが今後想定される。
- ・また、富良野市としても「2050年ゼロカーボンシティの表明」をしており、環境に配慮したカーボンニュートラルの取り組みを推進している。
- ・国がコロナ禍をきっかけに変化している社会に対応する企業の応援を目的に実施している「事業再構築促進補助金（2020年12月15日より開始）」においても、一定の要件を満たす中古品・中古機械の購入を可能にしている。

以上のことから、中小企業振興総合補助金の補助対象として、一定要件を満たす中古品・中古機械の導入も支援できる方向で検討したい。

### 対象要件

- ・複数の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合
- ・製造年月日、性能が同程度の中古品の複数事業者の相見積書を取得すること
- ・中古品のプラットフォームであるメルカリのようなフリマアプリでの個人からの購入や、ヤフーオークションのようなオークションサイトなどでの購入は補助対象外
- ・中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費は補助対象外（複数の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く）

## 2. 中小企業振興総合補助金における支店登記の取扱い

### 【これまでの経過】

- ・大原則として、富良野市内の中小企業を支援するための制度であり、富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有しているものでなければ、補助金の申請をすることはできなかった。
- ・そのため、以下の場合を除いては、市内に支店登記をしても補助金を申請することはできなかった。
  - ①新規開業新事業展開支援事業の場合
  - ②ホテル旅館等及び工場で富良野市民を申請時点で3人以上正規雇用している場合
    - ※どちらも市民の正規雇用を要件とし、事業支援が雇用の確保にまで波及するため特例で支店登記でも補助対象としていた。
- ・近年、市外企業が富良野市への支店出店のため、補助金（店舗改修・家賃補助）の活用について相談されるケースが複数あったが全てお断りしてきた。
- ・また相談のたび、新規開業新事業展開支援事業の活用を勧めるが、市内の人口減少や人材不足などの影響により複数市民の正規雇用の確保は容易ではなく、補助金の活用には至らなかった。

### 【制度改正の背景と考え方】

- ・現在、へそ歓楽街を中心に市内事業者の廃業・シャッター化が進んでいる。市内で事業者が開業する場合はビル等のテナントとして入居するケースが多いが、入退去に伴って内装工事等の改修やオーナーへの家賃支払が生じ、初期の運転資金の負担が高くなることから、出店を取りやめる事業者も多く、市内で新たに創業・開業する事業者も年々減少傾向にある。
- ・コロナ禍の影響が長期化したことや、店舗の老朽化によって改修経費がかさむことから、今後も自ら廃業する事業者が増えることが想定される。
- ・これ以上の市内店舗数の減少は、市民生活の利便性や市内観光の魅力の低下につながるため、対策が急務であり、店舗数の減少抑制には、市外で事業を展開する事業者の力も借りざるを得ない状況になりつつある。
- ・なお、本社の所在地と異なる自治体に支店を設置した場合には法人税（均等割、所得割（法人税割））を所在自治体へ納付することになるため、支店登記をしてもらうことで市の税収にもつながる。
- ・観光需要が回復しつつあり、国内、国外からの往来が増加しているいなか、店舗数の維持・増加は、街の賑わい創出や既存店舗への回遊による市内経済への波及効果にも寄与するものとする。

以上のことから、中小企業振興総合補助金の補助対象として、新規参入を支援することを目的としている「店舗等新築改修費補助事業」「新規出店家賃補助事業」においても、市内に支店登記する事業者を支援する方向で検討したい。

### ・中小企業振興総合補助金において、支店登記事業者の補助対象適否

対象事業者	補助事業名	改正前	改正後
支店登記事業者	新規開業・新事業展開支援事業	○	○
	店舗等新築改修費補助事業 新規出店家賃補助事業	×	○
	上記以外のすべての事業	×	×

### 3. 新規開業・新事業展開支援事業における正規雇用の取扱いについて

#### 【これまでの経過】

- ・これまで本市の補助制度においては、正規雇用の定義を以下のとおり定めていた。  
(富良野市中小企業振興総合補助金の手引きより抜粋)

#### ○ 正規雇用

下記の①から④の条件すべてに合致していること

①事業主と労働者との間で雇用期間の定めのない労働契約を締結している

②1週間の所定労働時間が、通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一であること（30時間未満の者を除く）

③通常の労働者と毎月の給与の計算方法が同一であること

④支給される手当や賞与について、通常の労働者と同じ制度が適用されていること。ただし、同じ制度を適用しないことに合理的な理由があると認められるものについてはこの限りでない。

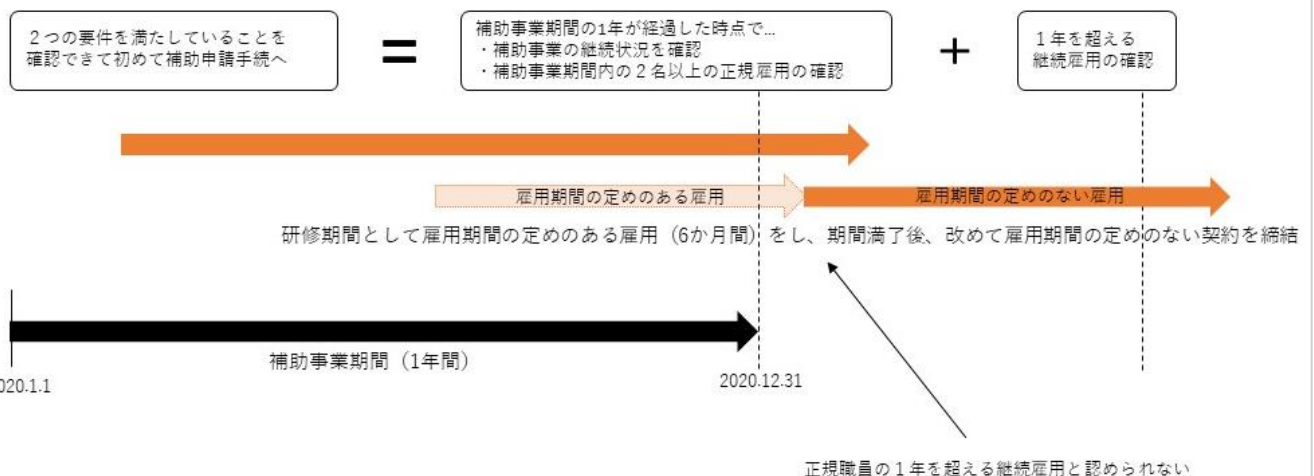
⇒通常の労働者＝「同じ事業所にて雇用されているフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者（週30時間未満の労働時間のものを除く）」

※①生計を同一とする親族を雇用するもの、②2親等以内の親族を雇用するものについては、新規雇用者数には含めない。

#### 【制度改正の背景と考え方】

- ・雇用形態の在り方が変化してきており、企業としては、通年での雇用を見据えて正規職員として採用するものの、研修期間等として一時的に雇用期間を定めて労働契約を締結し、その期間が満了した後に改めて雇用期間の定めのない労働契約を締結するというケースが見られるようになってきた。
- ・新規開業・新事業展開支援事業では、正規雇用として2名以上新たに雇い入れ、かつ1年を超えて継続雇用していることを補助要件としているが、上記の場合、企業としては正規で雇用したにも関わらず、研修期間等により補助要件を満たせず、補助の対象にならない。

現状、雇用期間の定めのない労働契約を締結しているものを、1年を超えて継続雇用することを支給要件としているため、この場合は補助対象にならない



- ・しかし、一時的に雇用期間を定めて労働契約をした場合でも、その後も継続して正規雇用するのであれば、「地域における安定的な雇用の創出を図る」という補助事業の目的に合致していると考えられる。
  - ・また、企業側のリスクヘッジとして、人材能力を経過観察するために一時的に期間の定めのある雇用契約をすることも一定理解できる。
  
  - ・以上のことから、全国的な人口減少・人材不足によって労働力の確保が困難になっていることを鑑み、以下のすべてを満たす場合は、補助の対象にできる取扱いとしたい。
    - ①補助支給要件にある「1年を超えて継続雇用した者」であること
    - ②新たに雇い入れる者の要件のうち雇用期間以外の要件をすべて満たしていること
- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>1. 満65歳未満の富良野市民であること。</li><li>2. 以下の①から④の条件すべてに合致していること。<br/>(以下、上記の正規雇用の定義と同様のため省略)</li></ul> |
|--|
- ③定めていた雇用期間を経過した後、新たに雇用期間の定めのない労働契約を締結しており、補助申請の際にそれを証明できること

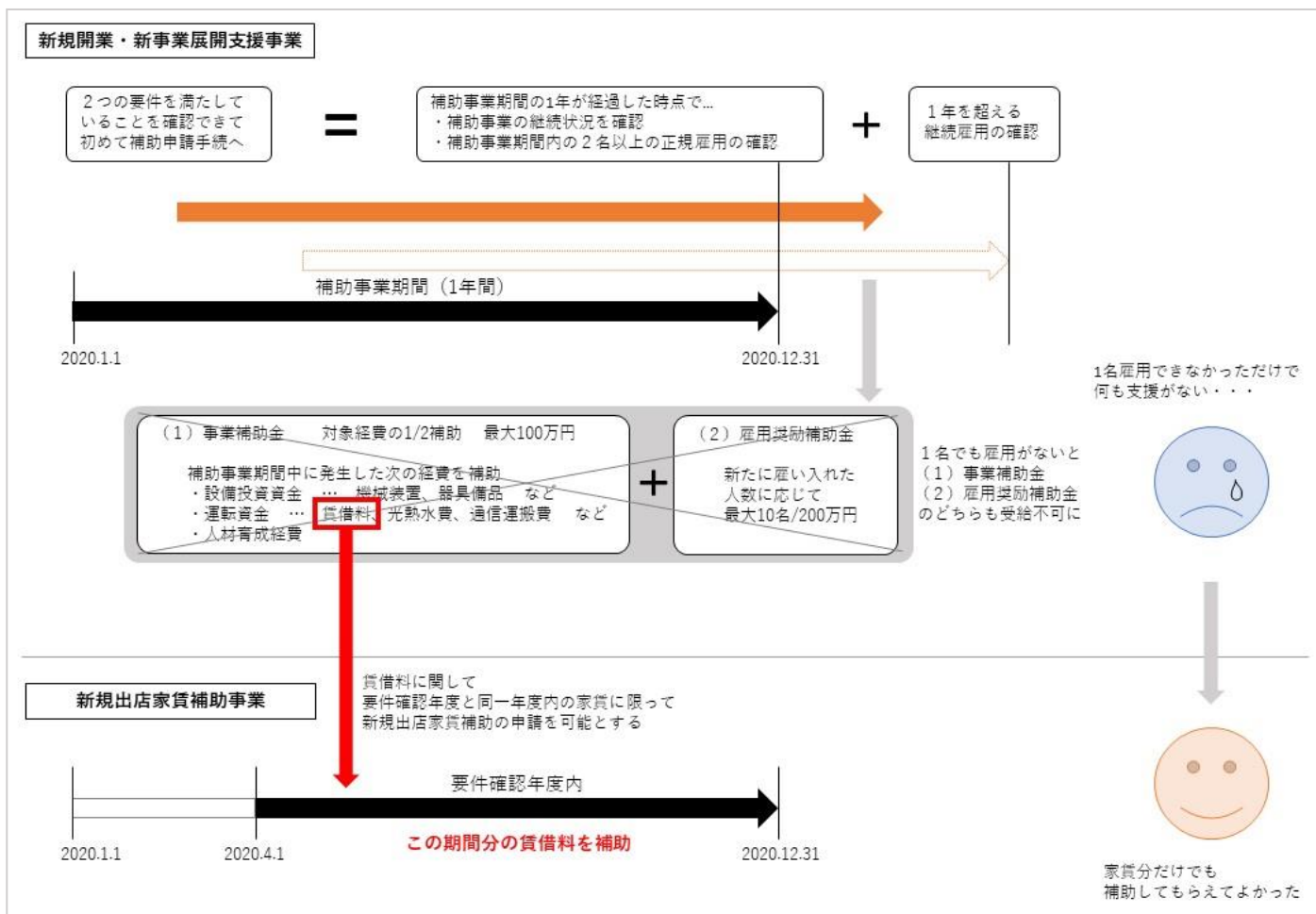
#### 4. 新規出店家賃補助事業の申請の特例について

##### 【これまでの経過】

- ・新規出店家賃補助事業は、新規参入者の経営安定に向け出店後も支援を継続し、経営基盤づくりを促すことを目的としていた。
- ・これまで補助金申請の相談があった際、事業者が創業にあたり正規雇用の雇い入れを計画している場合は、新規出店家賃補助と補助対象経費が重なる新規開業・新事業展開支援事業の補助指定を促していた。
- ・新規開業・新事業展開支援事業は、補助指定から申請要件確認までの期間が1年以上あり、1年を経過した段階で申請要件のひとつである雇用要件を満たせずに、補助金を受給できないケースが今まで多々あった。
- ・また、新規出店家賃補助事業は、営業を開始してから3ヵ月以内の申請としていることから、新規開業・新事業展開支援事業の申請要件を満たせないことが分かった時点では、すでに申請期限が経過しており、こちらの補助金についても受給できない。

##### 【制度改正の背景と考え方】

- ・全国的な人材不足により、企業の計画通りに人材を確保することは困難になってきている。
- ・現在、へそ歡樂街を中心に市内事業者の廃業・シャッター化が進んでおり、店舗数の減少は、街の賑わいの低下につながるため、せつかく市内で創業した事業者にも何も支援せず廃業になることは避けたい。
- ・新規出店家賃補助事業は、創業した事業の継続支援による経営基盤づくりを目的としていることから、店舗等を開業した月から起算して12ヵ月分の賃貸料のうち、新規開業・新事業展開支援事業の要件確認年度と同年度内の家賃に限っては、営業を開始してから3ヵ月以上経過した場合であっても新規出店家賃補助事業の対象として補助申請ができる取扱いとしたい。





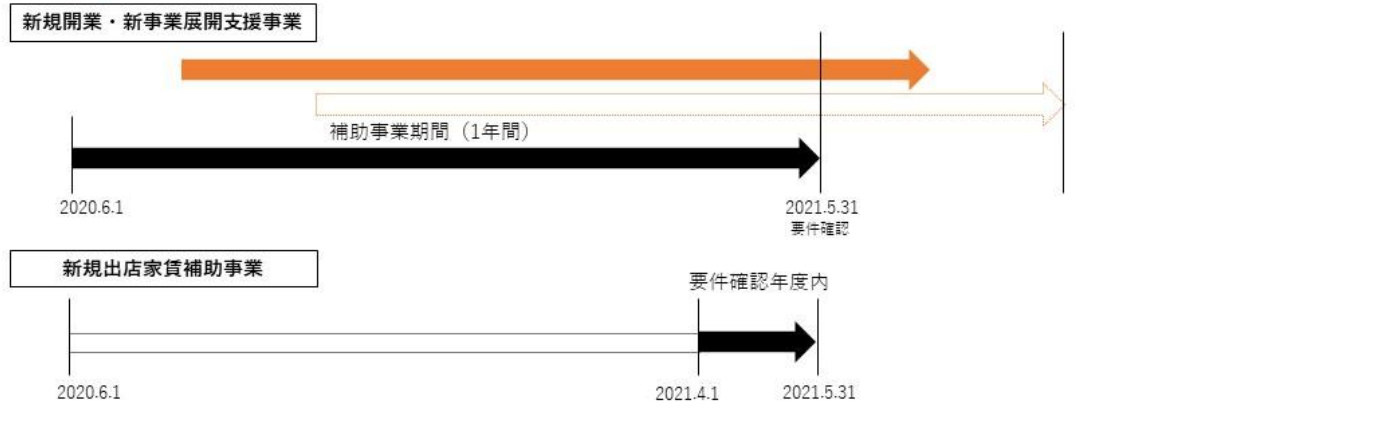
### (今後の事業者の選択肢)

- ・ 最初から「新規出店家賃補助事業」を受ける
  - 補助金額 最大 720,000 (中心市街地、居住無の場合)
- ※雇用要件を満たしていても、新規開業新事業展開支援事業を申請することはできない
- ・ 新規開業新事業展開支援事業を受ける
  - 要件達成の場合、事業補助金最大 1,000,000 + 雇用奨励補助金 最低 15万 × 2名 = 300,000 = 1,300,000
  - 要件未達成の場合、要件確認年度と同一年度内の家賃に限って、「新規出店家賃補助事業」にて支援可

能

※ただし、年度経過分の家賃については、補助できない

**注意点①** 事業期間の開始年月によっては、要件確認年度内で支援可能な期間が短くなり、家賃補助額が少なくなる場合がある



**注意点②** 要件確認年度では雇用確認できたが、2人目の雇用者が要件確認年度を経過してから退職した場合は、補助対象とできない

